

令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト」（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本事業は、以下の各号により県内の再生可能エネルギーの普及を目指すことを目的とする。

- (1) 小水力発電、小規模バイオマス発電、小型風力発電、バイオマスによる熱供給（熱電併給も含む）、太陽光発電（先進モデルに限る）（以下、「再生可能エネルギー」という。）を活用して地域活性化を目指す地域団体等が事業化に向けて実施する立ち上げ時取組支援事業及び事業性評価のための調査等を支援する基本調査等補助事業（以下「補助事業」という。）。
- (2) 地域団体等が主体となって、地域特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、全県的なモデルとなり得る特に先進的な取組を支援する設備導入無利子貸付事業（以下「貸付事業」という。）。

(対象事業計画)

第3条

(1) 県が募集する補助事業は、次の各号のいずれにも適合する事業とする。

- ア 再生可能エネルギーの事業化検討に必要な立ち上げ時の取組、又は、事業化に必要な基本調査等
- イ 地域団体等が中心となり地域活性化を目的に取り組む事業
- ウ 再生可能エネルギーによる収益を地域活性化の取組へ充当する計画

(2) 県が募集する貸付事業は、原則、次の各号のいずれにも適合する事業とする。

- ア 再生可能エネルギー設備を新たに導入する事業
- イ 地域団体等が中心となり地域活性化を目的に取り組む事業
- ウ 再生可能エネルギーによる収益を地域活性化の取組へ充当する事業
- エ 以下の期間、継続的に実施される事業

(ア) 発電設備

- a 売電の場合：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の調達期間
- b a以外の場合：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づく耐用年数

(イ) 熱供給設備

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づく耐用年数

(事業計画の募集)

第4条 県は、事業の実施に際し、別に定める「令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト募集要項」により事業計画を募集する。

(応募に必要な書類等)

第5条

- (1) 補助事業に応募しようとする地域団体等は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。
 - ア 地域創生！再エネ発掘プロジェクト補助事業申請書（様式1-1）
 - イ 事業計画書
 - (ア) 立ち上げ時取組支援事業：（別添様式1-1）
 - (イ) 基本調査等補助事業：（別添様式1-2）
 - ウ 誓約書（様式1-2）

エ その他別に指示する書類

(2) 貸付事業に応募しようとする地域団体等は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。

ア 設備導入無利子貸付事業申請書（様式2-1）

イ 設備導入無利子貸付事業計画書（様式2-2）

ウ 誓約書（様式2-3）

エ その他別に指示する書類

（審査会の設置）

第6条 応募のあった事業計画の内容を審査するため、有識者等を構成員（以下「委員」という。）とする「令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト審査会」（以下「審査会」という。）を環境部環境政策課に設置する。

2 審査会の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。

（審査方法）

第7条 審査は、別に定める「令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト（補助事業）審査方針」及び「令和7年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト（設備導入無利子貸付事業）審査方針」によるものとする。

（事業の採択）

第8条 県は、審査会において委員が評価した審査結果に基づいて、事業採択を行うものとする。

2 県は、採択する場合において、必要に応じ、条件を付するものとする。

3 県は、採択内容及びこれに付した条件を、応募をした者に通知するものとする。

（採択された貸付事業の取下げ）

第9条 貸付事業の採択を受けた団体（以下「貸付採択団体」という。）は、採択された貸付事業を廃止するときは、申請の取下げをすることができる（設備導入無利子貸付事業申請取下書（様式2-4））。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る採択はなかったものとする。

（採択された貸付事業の変更又は遅延）

第10条 貸付採択団体は、採択された貸付事業の内容の変更をする場合は、設備導入無利子貸付事業変更申請書（様式2-5）を、採択された貸付事業の遅延する場合は、設備導入無利子貸付事業遅延承認申請書（様式2-6）を提出しなければならない。

（採択の取消し）

第11条 県は、貸付採択団体が、次の各号の一に該当すると認めるときは、採択を取消すことがある。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 事業計画に従った事業を実施していないと認められるとき

(3) 採択決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(4) 偽りその他不正な手段により採択を受けたとき。

2 前項の規定による取消しに伴い、貸付採択団体に損害が生じたとしても、貸付採択団体は県に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（暴力団等の排除）

第12条 県は、次条第1号の意見を聴いた結果、補助事業及び貸付事業に応募のあった者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、採択をしない、または採択を取消すものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に掲げる者
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による採択の取消しに準用する。

第 13 条 県は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 補助事業及び貸付事業に応募のあった者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の事業において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 14 条 補助事業及び貸付事業の採択を受けた団体は、採択された事業の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、県にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（採択された補助事業の補助金交付申請）

第 15 条 補助事業の採択を受けた団体（以下「補助採択団体」という。）は、「令和 7 年度兵庫県環境部補助金交付要綱」に基づき補助金交付申請等の手続きを行うものとする。

2 前項の手続きを行わなかったときは、採択はなかったものとする。

（支援措置）

第 16 条 県は、貸付採択団体が事業を実施する際に必要となる経費について、貸付を行うことを（公財）ひょうご環境創造協会に求めるものとする。

2 貸付に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

（報告の徴収）

第 17 条

- (1) 県は、必要があると認めるときは、補助採択団体に対し、実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。
 - (2) 貸付採択団体は、事業実施に至るまでの手順及び毎年度の発電状況を、県の求めに応じて報告しなければならない。
- 2 県は、前項に定めるほか必要があると認めるときは、貸付事業の採択団体に対し、その他の報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

（その他）

第 18 条 本事業の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

- 2 この要領に定めるもののほか、「令和 7 年度地域創生！再エネ発掘プロジェクト」の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。